

## 代表会員会運営規定

1966年 9月 5日 理事会制定承認  
1994年 12月 20日 理事会一部変更  
2001年 2月 13日 理事会一部変更  
2011年 10月 5日 理事会一部変更  
2012年 3月 27日 理事会一部変更  
2015年 7月 13日 理事会一部変更

### (目的)

第1条 この規定は、当学会の代表会員会の運営に関する事項を定める。

### (代表会員会の使命)

第2条 代表会員会は、重要な会務を評議する。

### (構成)

第3条 代表会員会は、代表会員をもって構成する。ただし、監事は代表会員会に出席して説明を求め、または意見を述べるができる。

### (開催)

第4条 代表会員会は、次の場合に開催する。

1. 会長が必要と認めたとき
2. 理事会が必要と認めたとき
3. 監事が必要と認めたとき

### (会場)

第5条 代表会員会の会場は、原則として当学会会議室とする。

### (招集)

第6条 代表会員会は、あらかじめ会議の目的を示して会長が招集する。会長に事故があるときは、筆頭副会長があたり、筆頭副会長がその任につけないときは、あらかじめ会長が指名した順序により副会長が当たる。

代表会員会開催のときは、あらかじめ評議事項、日時、場所等を代表会員ならびに監事に通知しなければならない。

### (議長)

第7条 代表会員会の議長は、会長が当たる。

会長に事故があるときは、筆頭副会長があたり、筆頭副会長がその任につけないときは、あらかじめ会長が指名した順序により副会長が当たる。

### (欠席者の意見)

第8条 代表会員会に欠席する代表会員は、書面等で意見を述べるができる。

### (会合の省略)

第9条 代表会員会は、理事定数の過半数の同意があった事項については会合を省き、書面等で評議を行うことができる。

### (評議事項)

第10条 評議すべき事項は会長が提示する。

以下の事項は報告事項とする。

- |                           |                      |
|---------------------------|----------------------|
| 1. 会長、筆頭副会長以下理事の選出        | 10. 臨時委員会の設置         |
| 2. 社員総会に付議する事項            | 11. 会員の除名（会員資格喪失を除く） |
| 3. 定款の変更                  | 12. 諮問の応答または建議       |
| 4. 細則の変更                  | 13. 表彰または研究費補助の斡旋    |
| 5. 事務所位置の変更               | 14. 支部の設置、改廃         |
| 6. 社員総会の開催                | 15. 支部の既定事項の変更       |
| 7. 基本財産の一部処分または寄付金の基本財産編入 | 16. 本会の解散ならびに残余財産の寄附 |
| 8. 予算外の義務の負担または権利の放棄      | 17. その他重要な会務         |
| 9. 年度内に償還する以外の借入金         |                      |

### (事務)

第11条 代表会員会の事務は、事務局長が行う。

事務局長は代表会員会の円滑な運営をはかるため、評議事項の整理、資料の作成等必要な準備をしなければならない。

### (議事録)

第12条 代表会員会の議事録は、事務局長が作成し、評議事項ならびに議事経過の概要を記載して、庶務理事、会長の承認を経て保存しなければならない。

### 付 則

1. この規定の改廃、変更等は、理事会の承認を経なければならない。